

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごと	1メートル	1メートル
公共空地	[略]		に1年につき <u>360</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>78</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>140</u> 円

[略]

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごと	1メートル	1メートル
公共空地	[略]		に1年につき <u>470</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>100</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>180</u> 円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。